

江別市立江陽中学校「部活動に係る活動方針」(改訂)

活動方針策定の趣旨

江別市教育委員会が策定した「江別市立学校に係る部活動の方針」を受け、本校の学校教育目標等を踏まえ、「江別市立江陽中学校の部活動に係る活動方針」(以下「活動方針」という)を策定することとした。

部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、部活動を実施する場合には、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、生徒の学校生活等への影響を考慮した適切な休養日や活動時間の設定が重要であり、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスの取れた生活や心身の成長に配慮しなければならない。

また、教員が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行う必要がある。

本校では、活動方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。そのために、本校における部活動が、地域、学校、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものである。

なお、設置した部活動以外でも、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動として受け止められている状況がある場合には、大会参加等で本校の管理下で行われ、顧問(責任者)の指導の下ならば、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、活動方針の適用の対象とする。

部活動は、生徒の自主・自発的な参加により行われるものであることから、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制しない。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動について

今年度設置する部活動は以下の通りである。

- ・野球部 ・サッカー部 ・ソフトテニス部
- ・男子バスケットボール部 ・女子バスケットボール部
- ・バレーボール部 ・男子卓球部
- ・美術部 ・吹奏楽部

(2) 部活動に係る相談・要望窓口の設置について

校内に「部活動に係る相談・要望」の窓口を設置する。相談・要望については、郵便・FAX・電子メールのいずれかにより下記の連絡先に提出するものとする。

・連絡先 担当・教頭

【住 所】067-0058 江別市萌えぎ野中央 10 番地の 2

【F A X】011-385-0852

【電子メール】ebt-koyo-chu-1@hokkaido.school.ed.jp

(3)年間活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出について

各部の責任者(以下「部活動顧問」という。)は、年度当初に年間の活動計画予定(活動日、休養日及び参加予定の大会日等)並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。

令和7年度 江別市立江陽中学校												部		前期活動計画(
○大会、練習試合、公選会などの主な活動予定や、学校閉庁日、テスト期間など部活動に関係する主な学校行事を記載(☆には平日の休業日(祝日が平日場合を含む。)、★には土日の休業日(祝日が土日の場合を含む。))の予定																									
日	4月		☆	★	日	5月		☆	★	日	6月		☆	★	日	7月		☆	★	日	8月		☆	★	
1	火	学年・分掌部会			木	避難訓練				日					火						金				
2	水	企画委員会・教科部会			金	各委員会				月					水	研修日					土				
3	木	研修日			土	憲法記念日				火					木						日				
4	金	職員会議			日	国民の休日				水	分掌部会				金	管内中体連大会					月				
5	土				月	こどもの日				木					土	管内中体連大会					火				
6	日				火	振替休日				金					日	管内中体連大会予備日					水				
7	月	着任式・始業式・入学式			水	職員会議				土					月						木				
8	火	生徒会サリエンテーション クレーン販売・SR員総務指導			木					日					火						金				
9	水	技能検査1年・分掌部会			金	小中ブロック研				月					水						土				
10	木	標準学力検査			土					火					木	教育相談					日				
11	金	身体測定・視力検査			日					水					金	教育相談					月	山の日			
12	土				月	生徒総会				木					土						火	4月19日分振替			
13	日				火	分掌部会				金	市内中体連大会				日						水	学校閉庁日			
14	月	交通安全教室・各委員会			水	学年部会				土	市内中体連大会				月	教育相談					木	学校閉庁日			
15	火	石教研一次専門部会			木					日	中体連大会予備日				火	教育相談					金	学校閉庁日			
16	水	職員会議			金	各委員会				月	企画委員会				水	教育相談					土				
17	木				土					火					木	教育相談					日				

活動実績報告については、各月末に作成し、活動日時・場所、休養日及び大会参加日等を記載し、校長に提出する。

部活動顧問は、部活動担当者が作成した毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、校長の承認を得た上で担当に報告する。

校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教員や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。

校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

(4)指導・運営に係る体制の構築について

校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者などの適切な指導者を確保していくことを基本とし、学校の状況(生徒数・教員の数、ボランティア等の部活動指導員の配置状況)を踏まえ、指導内容(専門性等)の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案し、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に

係る体制が構築されるよう十分考慮する。

校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を学校便り等でお知らせすると共に教員間で交流する場を設ける。

校長は、部活動指導員の配置にあたって、本校の学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等について指導し、徹底させる。

校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

校長は、「江別市立学校における働き方改革推進計画(第2期)」で示している、教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組に努める。

2 合理的でかつ功利的・効果的な活動の推進

(1) 部活動全般に係わる適切な指導について

校長及び部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たって、生徒の体調変化や気象条件(天候、気温、湿度等)の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害、外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動時における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取組に当たって、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)等も踏まえるよう留意する。

(2) 運動部活動における適切な指導について

校長は、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。

- スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
- 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教諭や養護教諭と連携・協力し、発達の個人差や成長期にお

ける心身の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(3) 文化部活動における適切な指導について

校長は、文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。

- 生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
- 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- 生徒の文化芸術等の能力向上や、生涯を通じて文化芸術等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテストや発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(4) 部活動用指導手引きの普及・活用について

校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、関係団体等が作成した指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を設定する。

(1) 休養日の設定について

- 課業中の活動について
 - ・ 週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日（教務から提示されている会議日（基本水曜日）、休業日（土曜・日曜や祝日として連続した週末）は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ・ 休業日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ・ 学校閉庁日は休養日とする。
 - ・ 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- 長期休業中の活動について
 - ・ 長期休業中の休養日の設定は、課業中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフ

シーズン)を設ける。

(2)活動時間の設定について

1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うようにする。

大会当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。

本校が所在する地域又は活動を行う予定の地域に、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

(3)休養日設定に係わる留意事項について

校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、「江別市立学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1)部活動の設置・統廃合について

校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上、大会等での成績以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・文化芸術等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。

なお、部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行う。

(2)合同チーム等の編成について

合同チームの編成にあたっては、関係する学校長と協議の上、以下の観点を考慮し可否を判断する。

部活動顧問は、合同部活動の取組について、自校での練習を中心としながら、大会等の直前のみ合同練習を行うなどの方策を模索すると共に、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動が生徒や部活動顧問の過度な負担にならない等を考慮する。

なお、合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含めないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

(3) 部活動の地域連携

校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設ける。

校長は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・文化芸術等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校運営に支障のない範囲で、関係規定に則り学校施設開放事業を行う。

校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

校長は、地域や学校の実情に応じて、地域で実施されている地域クラブ活動と同じ分野の部活動について、休日の練習を共同で実施することや、休日に限らず平日においても、連携して活動することなどを検討する。

校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等について生徒や保護者に周知するなど、生徒の興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、活動方針の「3 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

6 部活動の充実

(1) 部活動指導の充実を図る取組について

校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び管内での普及に努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点について

女子の指導に当たっては、専門的知見を有する養護教諭等と連携・協力し、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(3) 部活動顧問等と生徒の信頼関係づくりについて

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、校長の指導を踏まえ適切な指導を行う。

- 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とすること。
- 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為をしないこと。

(4) 部活動内の生徒間の人間関係づくり、リーダー育成等の集団づくりについて

部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、校長は部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを徹底する。

- 生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行うこと。

(5) 家庭や地域との連携を図る取組について

校長及び部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けることなど、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

また、大会参加の見直しについては、部活動が、地域の人々の協力や地域の関係団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域がともに子どもを育てるという視点が重要であることに十分配慮して、判断する。

(6) 障害のある生徒の部活動の充実について

校長及び部活動顧問は、障害のある生徒が大会等に出場・参加することができるよう配慮し、関連する部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

校長は、活動方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。

改訂 令和8年3月25日